

## 総務文教常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成27年9月18日（金）午前10時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田 綱雄 君	副委員長	有村 隆志 君
委員	平原 志保 君	委員	阿多 己清 君
委員	中村 正人 君	委員	松元 深 君
委員	塩井川 幸生 君	委員	池田 守 君
委員	前川原 正人 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

教育部長	越口 哲也 君	教育総務課長	木野田 隆 君
学校教育課長	室屋 正俊 君	学校教育課長補佐	安藤 晋哉 君
保健体育課長補佐	落 盛久 君	学校教育課指導主事	益山 孝一 君
教育政策G長	赤塚 孝平 君	保健体育G長	末満 伸太郎 君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 宮永 幸一 君

8 本委員会の調査案件は次のとおりである。

(1) 特別支援教育の取組について

(2) 夏休みのプール開放について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前10時00分」

○委員長（池田綱雄君）

ただいまから総務文教常任委員会を開会します。先ほど事務局のほうから説明がありましたが、説明の仕方ということで、結論を先に言うということで、今どんな話が始まるのかというイメージが湧くというような話でございますが、今日はその辺を考慮して、会議を進めていただきたいと思います。

### △ 特別支援教育の取組について

○委員長（池田綱雄君）

それではまず、先日開催の第16回議員と語るかいで意見交換のあった、特別支援教育の取組について調査を致します。陵南中学校「支援を必要とする子どもをもつ親の会」からの要望に対し、市が平成27年6月16日付けで回答された、その後の取組状況について、執行部の説明を求めます。

○教育部長（越口哲也君）

特別支援教育の取組について、御説明いたします。平成27年5月21日受付けの陵南中学校「支援を必要とする子どもをもつ親の会」からの要望書への回答後、教育委員会と致しましては、引き続

き特別支援教育の充実に努めてまいりました。具体的には、管理職研修会において、①就学相談・支援の進め方等に係る国の動向、②今後の就学相談・就学先決定の在り方、③個々のニーズに応じた合理的配慮を反映した「個別の教育支援計画等」の作成等について、指導の徹底を図ったところでございます。また、担当者レベルの専門的なスキルアップを目指す研修会等の案内はもちろん、各学校等における校内研修会や巡回相談では、県総合教育センターの研究主事や市教育委員会の指導主事、特別支援学校の巡回相談員を派遣して、全ての教職員が学ぶ機会を設け、特別支援教育の資質向上に努めてまいりました。陵南中学校につきましては、障害のある生徒の日常生活において、身近にサポートしている保護者の心痛を察し、教育委員会が連絡調整し、県子ども総合療育センター、県中央児童相談所、市子育て支援課とのケース会議を開催し、これまでの支援経過に関する情報共有を行い、陵南中学校での指導体制や支援の際の対応について、再度確認し、助言をしたところでございます。教育委員会と致しましては、今後も関係機関等と密に連携しながら、対象生徒並びに保護者に寄り添った支援体制の構築に努めてまいり所存でございます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（平原志保君）

2点あって、1点目は、議員と語ろかいのときにお話を伺って、今、最大の問題は、子供たちがいろんな結果、不登校になっている現状があるということです。助言をしたところの説明がありましたが、この不登校に対しての具体的な解決策、今までのアプローチの仕方だと来ていないわけですから、新たにどのような対策を取るという話になったのでしょうか。これが1点です。2点目が、学校の先生からの体罰がまだあると。これは教育委員会も御存じだという話を聞いたんですけども、この事実関係を教えてください。

○学校教育課指導主事（益山孝一君）

1点目の不登校への対応についてお答えいたします。不登校のお子さんにつきましては、実際問題として、陵南中学校もいらっしゃるということで、不登校の担当はまた別の指導主事がいるわけなんですけど、学校と連携を取りながら、関係機関も交えて対応しているところです。具体的に申し上げますと、現在、なかなか教室のほうに入れられない生徒さんにつきましては、国分の教育支援センターのほうに行かれています方もいれば、学校の中の別教室で学習をしている方もいらっしゃいます。別教室にいらっしゃる方につきましては、ある程度学校には行けているのですが、単人の教育支援センターのほうに行かれています生徒さんについては、なかなか改善が難しかったところだったんですが、現在、かけはしサポーターという役割の職員がおりまして、そのかけはしサポーターさんが家に出向いて本人と話をしたり、保護者の困り感をお聴きしたり、そういう中で先日、私服だったんですけども、体育祭のほうには参加できたということで、経過を聞いております。あと、教室に入れられない別室対応のお子さんにつきましても、今、市のサービスになると思うんですが、保育所等を訪問して、専門家が指導助言をするという対応をさせていただいておりまして、それを保護者の、福祉サービスなものですから保護者の負担になるんですが、現在国分にありますNPO法人陽だまりの村岡指導員のほうが中学校に出向いて、本人たちのカウンセリングを行ったりして、学校とのつながりをしているというような状況も聞いております。

○学校教育課長補佐（安藤晋哉君）

2点目の体罰につきましてでございます。学校のほうから、その中身については報告が来ておりました。それで、教育委員会としましては、その事実関係を把握させていただいて、そして保護者へのきちんとした説明、そしてなおかつその事後以降、今後そういうことが発生しないための対策としては、先生自身、学校の体制というところについて、学校の校長から資料を頂いて、そしてその先生に対しての厳しい注意を、学校長を通して行っていたところでございます。平原委員がおっしゃるように、まだそういうことがあるというふうなことであれば、これはちょっと私たちが今の情報としては持ってないところなんですけど、私たちが報告いただいたところまでにつきまし

ては、実際にそういうことがあったということは認識しておりますので、しっかりと対応させてもらったと思います。もし、そういうのがあるのであれば、こちらでもまた確認はしていきたいというふうに思っております。

○学校教育課指導主事（益山孝一君）

すみません。先ほどの答弁の訂正をお願いします。国分支援センターと隼人支援センターの2か所を申し上げましたが、陵南中学校の生徒さんは隼人の教育支援センターのほうに行っております。

○委員長（池田綱雄君）

ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時28分」

「再開 午前10時29分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（平原志保君）

ただいま、陵南中に限ったお話をしていただきました。この間の議員と語ろかいで、陵南中の話が中心に出ましたので、質疑をしたんですけれども、8月の議員と語ろかいがあった時点では体罰が、数は減ったけれどもまだありますというふうにおっしゃっていただきましたので、できましたら調査のほうをよろしく願いいたします。あと、不登校に対しての件ですけれども、これは今回はあくまでも、この支援を必要とする子供、特に発達障害をお持ちの方が不登校になっているということでの質問だったんですけれども、陵南中にはそれ以外のお子さんでも不登校が多いのでしょうか。

○学校教育課長補佐（安藤晋哉君）

陵南中に限った人数は、また確認をさせていただきます。基本的には、不登校の子供たちは、発達障害を持っているような、それが疑われるような子供たちの不登校というのは、ちょっと年々増えております。なぜかという、学校に行って、例えば授業がよく分からなくなったり、また友達関係がうまくつくれなくて、ちょっとトラブル等になってしまったと。その改善を図りつつあるんですが、なかなか本人の中で納得できる、つまり安心できるところまで至っていないというところがございます。なので、数字的に何人ということはしっかりと把握はできていないんですけれども、傾向としては増えていると思います。ただ、これまでも議会等で答弁させていただきとおり、友達関係だけではなくて、その子供たちの人間関係の部分、人間関係のつくり方とか、それから学習の遅れとか、そういうことで不登校の多いパターンがございましたので、発達障害ということだけが全てではないというふうな認識にあるところでございます。それから、陵南中学校につきましては、不登校の平成27年度7月現在では、全部で3名というのが不登校の数字として挙がっているところでございます。

○委員（前川原正人君）

陵南中に限らず、霧島市全体の教育委員会が責任を負うべき学校という、そういう視点ということなんですが、今年の4月に策定をされました教育振興基本計画後期計画書、この17ページの中で、不登校児童生徒の出現率の目標値が0.50%ということを目標値にしているわけですが、現実には1.20%ということで、目標値から見てもですね、大きくかい離というか、出現率のことでなかなか難しい部分があると思うんですけど、その要因として、児童生徒の気持ちに寄り添う指導や初期対応の徹底が不十分だったと。そして、十分な時間を掛けて対応できなかったことなどが大きな要因で、総括として言われているわけです。このことについてですね、人的配置や人員の少なさもあったということが一つの総括として、策定の段階で、計画の段階で総括として述べられているわけですが、まだ今年の4月に策定を、これは前年度までのことですので、今後それをどういうような、先ほど大きくはおっしゃいましたけれども、具体的に言ったときにですね、例えば人員の配置をどうやっていくのか、そしてその対応をどうやっていくのかというのが、一つ一つをおさえながら進んでいくという形になると思うんですが、教育委員会としての今後の方針若しくは対応

の在り方はどのようにお考えなのかですね、お聴きをしておきたいと思います。

○学校教育課長（室屋正俊君）

今、御指摘の点については、私どもも後期計画を策定するときに総括をした内容でございます。御指摘のとおりでございます。出現率につきましては、26年度を末で報告をいたしますと、小学生が0.21%、中学生が2.83%、これは児童生徒100人に対して不登校が何名いるかという数字でございます。ですから、小学生の場合は小学生100人に対して一人未満ということでございますが、中学校のほうは100人のうち3人ほどがまだ不登校という傾向でございます。私どもの目標としましては、100人のうち一人を切るということで、先ほど説明も頂きましたような数字を挙げておりますが、確かにまだまだほど遠い数字ではございます。ちなみに、鹿児島県の数字でございますが、これは25年度しかまだ公表されておりませんが、小学生が0.26%、中学生が2.85%ということで、小学生の場合は霧島市のほうがまだ少ないのかなとは思いますが、余り変わらない状況で、鹿児島県全体も不登校生はなかなか減っていない状況でございます。これが現状でございます。私どもとしましては、議員の皆様にも御指摘いただいておりますし、市役所全体で予算の編成のときに、いろいろ工夫を致しまして、かけはしサポーターあるいは支援員の増員に努めているところでございます。27年度は、全中学校に1名はかけはしサポーターを配置しようということで取り組んでまいりました。まだこれは兼務という形もございませうけれども、できるだけ中学校単位でかけはしサポーターという役割が活用できるようにということで、本年度は配置をしているところでございます。

○委員（前川原正人君）

この資料は多分お持ちだと思んですが、秋田県の、これは支援を必要とする親の会の皆さんから提供いただいた資料なんですが、特別支援教育総合整備計画ということで、大きく言うと、特別支援教育に対する理解の推進、そして担当教員の専門性の向上、そして校内体制の機能の強化などですね、項目ごとに網羅してありまして、それに対してどうするのかと。これはもう中学校で発達障害を持っているから、じゃあどうするかじゃなくて、生まれた段階といいますかね、幼児期の時期からずっと庁内連携を取って、その上で子供に対する在り方、指導の在り方だったり、親に対する説明だったり理解だったりとかいうふうなことが求められていくというふうな思うんですけれども、霧島市の場合、こういう整備計画書なるものというものはあるんですか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

実は今、お話のあった件が、私どもの一番大きな課題でございます。教育委員会は、小学校に入学してから中学を卒業するまで管轄しておりますが、これは非常に堅い考え方で、実は子供たちは三つ子の魂百までと言いますように、やはり未就学の段階から保護者の方と一緒に、子育てをすることが非常に大事になってきております。今、そここのところがなかなかうまくいってないところがございまして、福祉の子育て支援課と連携をしながらやっていかなければいけないということが今、ありまして、一つ一つの事案につきまして、先ほどありました陵南中の子供さんのこと、ある学校の不登校児童のこと、問題傾向にある子どもさん、それぞれについてはケース会議といたしまして、教育委員会、学校、そして福祉部門、そしてフリースクールであればフリースクール、県の関係機関、いろんな方々が一緒になって、どう対応して親子の方を支援していくかというケース会議というのは、頻繁に開いております。ただ、これはコーディネーターがなかなかいないものですから、私どもとしては来年度以降、そういういろんな機関をコーディネートして、お互いに連携を取っていくということ強化していかなければいけないなと思っております。確かに今、おっしゃったことは、行政の中で大きな課題であると、私たちも考えております。

○委員（前川原正人君）

ということはですね、やはり現状で見た場合に、個別的な対応をせざるを得ないと。マニュアルどおりというのはなかなかいかないと思うんですけど、一つの方針・指針として、行政がやはりこういう総合整備計画なるものをやはり策定をしてですね、個別具体的な対応策というのは必要だということで今、理解いただいたわけですが、そのことも今検討中という理解でよろしいですか。今

後、そういうのを策定していくことになるのかという点はですね、いかがなんでしょうか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

今、委員から御紹介いただいたものについては、私どもも不勉強の部分がございませぬ。まだ、そういう総合計画の中身も正直言いますと、どういう要件があるのかも理解しておりませぬので、今後勉強させていただいて、検討させていただこうと思っております。

○委員（平原志保君）

前川原委員の質問に関連しますが、今年の4月現在でも問題になっていたんですが、今の問題と同じなんです、保育園や幼稚園から小学校に上がるときに、グレーゾーンの子、発達障害と名前が付いていなかったりしても、グレーゾーンでいろんな子供たちがいると思うんですが、その子供たちの現状を小学校のほうに、保育園や幼稚園から伝わると思うんですけども、その面談とかがですね、もう本当に学校によって様々だそうで、早いところは12月の年末までに担当の先生がいらっしゃって、その子供の面談をしたり、親御さんと面談したり、学校に来るように促し、体験入学を1回させたりするらしいんですけども、ひどいところは、4月の入学式数日前にいらっしゃって、顔を見て帰るだけということも起こっております。学校によってこんなにちょっとばらばらというのも問題かなというのをちょっと思っております。早速ですね、今、前川原委員から総合計画の話が出ましたけれども、それを作るにはまだまだちょっと時間が掛かると思いますが、次の入学式に間に合うように、それぞれ幼稚園・保育園から小学校連携、中学校へ小学校から上がるときの連携をうまくいくようなマニュアルというんですか、それを作ってください、そして学校ごとの差が出ていないような形に持って行ってほしいというのが要望なんです、それは可能でしょうか。

○学校教育課指導主事（益山孝一君）

マニュアルの作成ということでしょうか。マニュアルの作成は可能だと思います。今、委員がおっしゃられたように、先行的に早い段階からそういう連携をしている学校もあれば、そうでない学校もあるということでしたので、早速、各学校には周知しまして、そのように指導したいと思っております。あと、現在、確かにおっしゃるような未就学段階から就学にうまくつなぐための情報共有というか、情報提供というか、そこが非常にデリケートな部分もあって、非常に難しいところもございませぬ。ただ、今年度、就学に関する説明会というのを市内の全ての、無認可を含む全ての幼稚園・保育所のほうに御案内しまして、この頃までにこういうことをするんですよとか、この時期にこういう会があるんですよというのも承知しまして、幼稚園のほうから保護者にしっかりと指導していただいて、そして相談会にうまくつながるケースが非常に増えてきております。今年度は、まだ夏の段階しかしていないんですが、夏と秋と霧島市は5日ずつしております。その中で、夏の相談会につきましては、全部で98件の相談がありました。その中で、未就学の方が67件の相談がございまして、やはりそれだけ保護者の中には、就学に向けた心配事というのは非常に大きいと。必ずその中で、保護者の確認を取った上で、小学校におつなぎしていいですかということで、夏の段階で相談会終了後、小学校には全ておつなぎしたという現状でございませぬ。

○学校教育課長（室屋正俊君）

補足しておきます。今、益山のほうから説明いたしましたのは、学習障害であるとか、保護者の方が、子供さんの様子を見て不安になられた子供さんのこととございませぬ。ただ、幼稚園も保育園も一般にたくさんの子供さんがいらっしゃいますので、その子供さんたちが小学校に体験をするのは2回機会がございませぬ。1回目が、ちょうど10月から11月に行われます、就学時、就学前健康診断という行事でございませぬ。行事というよりは授業なんですけれども、入学をする子供さんに対しては、必ず健康診断をしなければいけないという国の法律がございませぬので、それに従って市の教育委員会が小学校に委託をし、委嘱しまして現在のところはやっております。小規模校などではもう公民館などで一緒にやっているところもございませぬが、そこで小学校の教員が、来られた子どもさんを観察をしたり、声を掛けて反応を見ながら、保護者の方といろいろ相談をするという機会が1回目とございませぬ。2回目は、1月から2月にかけて1日入学ということで、入学予定の子供

さんに御案内をして、保護者の方と一緒に来ていただいて、保護者の方には入学に対する心構えや学校に対する質問をお受けする、そして入学予定の子供さんは、在校生が案内をして、学校の中を見学しながら1日入学をするという形を取っております。そういう2回の経験の中で、学校の職員も、「この子供さんは、ちょっと言葉が不明瞭かな」とか、「こちらから問いかけに対する反応が余りよくないな」というときには、保護者の方にまた声掛けをしたりする機会になっているところでございます。そういうことで、全く観察をしないで入学しているのではなくて、必ずそれぞれの学校ではそういうことはやっているところでございます。

○委員（前川原正人君）

先ほど26年度の、100人に対して不登校が何人いるかということで、小学校で0.21%と、中学校が2.83%、県からすると大分低いという説明がりましたが、発達障害でいうとグレーゾーンの部分というんですかね、先ほどからあるように、デリケートな問題で、親の理解がないと進まないというのものもあるんでしょうけれども、その辺の数字というのはつかんではいらっしやらないんですか。これは、あくまでも明らかにという部分なんでしょうけれど、グレーゾーンの部分というのは親の理解だったり、親がこうOKがでないですと、難しい部分もあると思うんですが、その辺はつかんでらっしやいませんか。

○委員長（池田綱雄君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時28分」

「再開 午前10時29分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育課長（室屋正俊君）

誠に申し訳ありません。学校には行っているけれども、保健室とか、ほかの教室で個別に学習している子供もおります。それから、不登校の定義としては、年間で30日以上欠席した子供さんでらっしやいますので、頑張って30日までは欠席しなかった子供さんもこの中には入っておりません。そういう意味で言えば、すいません、その数はつかんでいないところでございます。病気であったり、いろいろな家庭事情ということで休む子供さんもいらっしやいますので、なかなかそこを整理することが難しい実情がございます。それから、その理由として、発達障害とか、それから勉強についていけないとか、様々な理由はあるところでございまして、今、私どもがつかんでいる数字でいくと、グレーゾーンと言えるかどうか分かりませんが、この前もちょっとお話しましたが、一番多いのはやっぱり不安、自分が学校に行けるかな、どうかなという不安が一番多いということでございます。2番目は無気力で、行きたいけど朝になったらおなかが痛くなるとかというような状況が2番目です。そして3番目は、もう学校に行っても何の意味がないとか、「僕は学校に行かなくてもいい」というような、そして保護者の方が「あなたは学校に行かなくていいよ」ともう言ってしまうというのが、非常に大きな理由になっているようです。それからコミュニケーションがうまく取れなくて、いじめを受けたわけではないんですけれども、子供同士の人間関係がうまくつけれない要件も結構出てきているようです。それが、非常に大きな理由になっておりますが、実は「これが理由です」と、はっきり言えないところが正直なところでございます。やはり、心の問題が大きいので、いろんなものが複合的に入っておりますので、ひょっとしたら人から嫌なことを言われたことがあるのかもしれないし、勉強についていけないというのものもあるのかもしれないと考えております。

○委員（前川原正人君）

親の理解度というのが、決定づけると思うんですね。発達障害の部分についてはですね。だから、その辺は何かその、学校であったり、教育委員会としては学校側には指導という形で、国のこういう指針があるよと。こういうことで理解を求めなさいと。説得はできませんのでね。だから、そこ

辺が難しい部分があると思うんですけど、理解を求めるための在り方、あなたの子供はこうだから、こっちなとか、こうだからこっちなというふうには言えないと思うんですね。その辺はどういう指導をし、体制としてはどのような体制で今、臨んでいらっしゃるのでしょうか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

今、御指摘の件については、非常にデリケートな問題だと思います。特別支援学級に入級を勧められる場合も、あるいは普通学級で個別に支援を受けたらどうですかという場合も、やはり保護者の方の同意が必要になります。学校では、一般的には、まず授業での観察をお願いしております。「どうぞ、一緒に見てみませんか」と。子供さんが、どういうふうな授業の受け方をしてらっしゃるか、まず見てみましょうというところから御理解をしていただくと。それから、もう一つは数字的にはウィスク・スリーといひまして、子供さんの能力を数字的に検査をする調査がございますので、学習になかなかついていけない状況があるので、詳しく子供さんの特性を見てみられたらどうですか、そういうのを受けられたらどうですかということでお話をしてまいります。それ以上は、なかなか強制的にといひますか、無理にはできないところが学校としてもございますので、そこは担任のほうや管理職のほうで、一緒に保護者の方と話をし、家庭での子供さんの様子も聞きながら、いろいろ将来のことをお話するという手立てが、今のところ一番いいのかなと考えております。

○委員（松元 深君）

発達障害の認定を受けている子供、それからそれ以外の支援を必要としている子供の把握が、各学校でしっかりできているのか伺います。

○学校教育課指導主事（益山孝一君）

発達障害につきましては、発達障害と確定できるものというのは医者しか診断ができません。ですので、医者が診断をした数ではなくて、教育の分野では発達障害の診断があろうがなかろうが、学校生活上お困りのある児童・生徒については支援をしていきたいと思いますということで、何らかの特別な教育的支援が必要なお子さんにつきましては、各学校から全て挙げてもらっています。現在、小学校367人、中学校167人、これは平成27年度当初の数でございます。ただし、新入生の実態把握がなかなかできていなかったりとか、転出入の関係もございまして、多少の誤差はありますが、現在、小・中学校で534名ということでございますので、全体からのパーセンテージで見ますと約5%ぐらいということになります。また、特別支援学校に今、在籍されている方とかも合わすと、大体全国の平均値と同じぐらいの数値になるのかなと思っております。これも数年前は、なかなかここまでの数字が挙がっていなかったわけなんですけど、霧島市は県下にも誇る「霧島市こども発達サポートセンター（あゆみ）」という、未就学段階から非常にサポートをしてくださる機関がございますので、そことの連携を深めたりとか、あと学校の教員のスキルアップも多少あったと思います。その中で、徐々に徐々に、このお子さんはこういうところに支援が必要だということで、データが挙がってきております。全体的なものもそうなんですけど、一人一人のデータも含めて、10cm以上の厚さのデータは持っております。

○委員（松元 深君）

診断を受けている子供をしっかり把握はできているということですが、大規模校もあるんですけど、支援員の数としては足りないということを言われているんですけど、かなり足りない学校もあるんじゃないかなと思うんですけど、どう考えてらっしゃいますか。

○学校教育課指導主事（益山孝一君）

御指摘のとおりでございます。年々、発達障害を含む、いろいろなお困りのあるお子さんを含めてなんですけど、学校の教員のみならず、やはり直接的な指導はできませんけど、サポート役として特別支援教育支援員を配置しております。現在、幼稚園3園に3名、小学校は35名、中学校は15名という数で配置しておりますが、実際は予算のこともございまして、今、可能な範囲内で、霧島市は工夫をしながら配置をしているところでございます。具体的に申しますと、人数分の予算ではなくて、一人分の人数を例えば学校の規模であったりとか、あと対象人数の多さであったりとい

うところで、4時間の勤務をお願いする方もいらっしゃるれば、最長7時間の方もいらっしゃる。場合によっては、兼務をしていただいて、学校のニーズに応じているということで、計46名いるわけなんですけど、46名が延べ人数にすると53名になるように工夫をしているところでございます。来年度に向けまして、またその実態を十分把握して、拡充できるように努めてまいりたいと思っております。

○委員（松元 深君）

特別支援員については少し言いにくいところもあるんですが、議員と語り合いでも出ましたが、クラスの担任によっては、かなりの認識の差もまだまだあると思うんです。この間、聞いた話から、教員を全部集めて、強制的な研修もしないといけないのではと、私は思っています。今、それができないから、各学校に行って、その中でそういう指導・研修もやっていくのか、やっているのか、その考え方について。本当に、教員がそういう子供に対して、みんな同じような認識レベルがあればいいんだけど、例えば学校過程で教育を受けた先生が、「うちのクラスには絶対いない」というようなケースもあるようですので、そこ辺の標準化した指導・研修をぜひ行っていただきたいのですが、いかがですか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

先ほど部長もお答えしているんですけども、確かに以前は、この特別支援教育の研修につきましては霧島市の研修、始良・伊佐地区事務所の研修、県教育委員会の研修にできるだけ出るようにという形を進めておりました。ただ、御指摘のあったように、やっぱり一人一人の認識の違いというのが子供さんたちに直接影響いたしますので、現在私どもが取っている方法は、各学校の校内研修に指導主事あるいは教育センターの専門家を派遣して、全員に研修を受けさせる形を取っております。そして、各学校では必ず計画的に、特別支援教育についての研修を進めるように計画させているところです。少しまだ時間は掛かるかもしれませんが、全員に同じ研修を受けさせることで、認識を深めさせるという手立てを取っておりますので、できるだけ頑張っていきたいと考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

平成27年度の当初予算で、スクールソーシャルワーカー（活用事業）、この方たちの予算として、「いじめ不登校暴力行為など、生徒指導上の課題を抱える児童・生徒の指導を行う」と。これが90万1,000円と、当初予算ですね。また、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥・多動性障害）関連の支援ということで、小学校の特別支援教育支援員が24名分で3,010万円、中学校のほうは10名で1,200万円ということなんですけど、これはかけはしサポーターのほうも兼務みたいな形になっているんですか。それとも、先ほど実質は46名、延べ人数53名で活動をしているというふうにおっしゃったんですけど、その辺の数字的な部分というのはどういうふうになっていますか。人数が当初とちょっと違ってきているものですか、その辺の違いというのは何なのかですね、教えてください。

○学校教育課長補佐（安藤晋哉君）

まず、大きく生徒指導、不登校とか問題行動とか、それに関わる支援員、私たちがお願いしている方々と、それから特別教育支援員という二つに分かれています。特別教育支援員につきましては、委員御指摘のとおり3,100万円の予算額をお願いしております。また、スクールソーシャルワーカーというのは、どちらかというと本当はつながないといけないので、生徒指導のちょっと上くらいに位置してかけてもらえるような位置付けにしております。ただ、シフト的にはどちらかというと不登校のほうにウエイトはあります。この方は1名、今年お願いしてあります。先ほど言われた90万円をお願いしているところでございます。それから生徒指導の枠の中に、教育支援センターの先生たちがいらっしゃいます。この先生たちを4名お願いしているところでございます。そして、かけはしサポーターというのは、不登校支援の中にまた1名いらっしゃって、これは先ほど話があったように機動力がありまして、学校に行ったり、家庭に行ったり、いろいろなことを動的に関われるような方です。本市は、今年は全部で7名お願いしているところでございます。この方たちは、



不登校であるから特別教育支援のその方には関わらないというのではなくで、先ほど申し上げたように重なる部分がございますので、やはり関わりを持ちながら、また支援員の方あるいは学校と連携を図りながら今、やっているところです。語弊があるかもしれませんが、以前は分けて考えていたのですけれども、今の実情であると連携を図る必要があって、お互いに連携を図りながら今、進めているところです。見え方としては、少し分かりにくいところがございます。

○委員（中村正人君）

保健サイドの話にもなるんですけど、小学校に上がるときに、あるいは中学校に上がるときに、支援が必要というか、診断をされて、未就学のときからそのような診断をされていた、あるいは支援が必要と言われてきたお子さんの数というんですかね、小学校に上がるときに新たに、あるいは中学校になるときに新たに増えたという数が分かりましたら、教えていただきたいのですが。

○学校教育課指導主事（益山孝一君）

診断についてでございますが、先ほども申しましたように医療機関に行っていないと診断はつきません。ですが、診断を受けた方で学校に報告がある方については、全て把握しております。ただ、数値的なものは把握してございませんが、それも含めて個別の指導計画・教育支援計画、そして移行時には移行支援シートというのを作ってつなぐようにしています。未就学から学歴もそうなんですけど、今、霧島市はほかの地域としますと、大分進んでいるところもございまして、中学校から高等学校にという移行も、一昨年かから中高合同引継ぎ会というのを実施しています。中学校でやはり配慮が必要な方についても、もちろんその診断とも含めた情報を高校進学前に、高等学校の先生と情報を引き継ぐ会というのをしております。

○委員（中村正人君）

先日の語りかいのときに、「中学校に入るときに、そういう支援が必要」と言われた保護者の方がいらっしゃって、「もっと早く分かっておれば」というような話がありました。数年前に乳幼児の健診のときに、保健師さんが親御さんに「そういう可能性もある」というような話をされたときに、親御さんは認めないと。認めたがらないという話もありまして、時代の流れで大人にも認知されてきた部分が多くなったからという部分もあるんでしょうけど、先ほど言われたことも発達サポートセンターも含めて、各世代の連携といいますか、引継ぎ等をちゃんとしていただくようお願いをいたしたいと思います。

○委員（池田 守君）

部活動のことでお聞きしたいのですが、忙しい中、先生方に取り組んでいただいて、教育的な効果や生活指導上の効果も大きいと思うんですけれども、学校によっては強制させていると。そういうことはないと思うんですけれども、親御さんにとってみれば強制されているというような受止め方をしている親もいらっしゃるということだったんですけども、その辺のところはどういう指導をされているのか。できれば、部活動をしている子供たちがどれくらいの割合でいるのか、分かれば教えてほしいんですが。

○学校教育課長（室屋正俊君）

部活動につきましては、中学校の教育活動の一環として取り扱っているものでございますので、学校のほうで責任を持って、保護者の方と連携をしながらやっているものと私どもは考えております。ただその中で、子供の興味・関心に基づいて部活動はするものでございますので、強制はあってはならないと考えております。いわゆる、私ども言っていました、下校部の子供がいても何らおかしくないわけですので、そういうところはまた私どもも十分気を付けていきたいと思っております。最後に言われました部活動の人数等については、保健体育課の管轄になりますので、後でそちらから報告してもらいます。

○副委員長（有村隆志君）

語りかいででてきたお話の中でございましたけれども、結局、子供が不登校だと。支援、要支援の子だと。それで、学校に行くということで、そこら辺の親御さんも初めてのことで戸惑って、思

春期になってかなり問題行動もあるかなと思いますよね。そこの相談の部分と、それを、そのときに、小学校から中学校に上がるときは、つなぐということと、それから支援計画を当然立てないといけないということでしたけども、そこら辺がきちっとできているのか。足りないのだったら、もうちょっと手当てをすべきではないのかなという気がします。それと、さっき言った学校の問題ということで、問題ではございませんけれども、そういった教育の先生方の質を上げることも大事だというふうに思います。それからその中で、学校の中で行われている授業の中で、これはもう中学校全体なんですけど、宿題をしてこなかったら、放送で呼びつけて、教室で説教をすると。ひどいになると、1時間以上、その授業でずっとお話をされた。もう問題だと思います。だから、そこら辺の、それは当然学校として勉強をしていただきたい、立派な子を育てたいというのはあるんですけども、そこはもうちょっと配慮があるんじゃないかという部分でございますね。それから、先ほど言われましたように、30日以上が不登校だと。だから、氷山の見えている部分はあるんですよ。だから、10日くらい休んだというのは、かけはしサポーターが行って出てくると思うんですね。それで問題になっていないと思うけど、そこら辺の根っこにも、そういった問題があるんじゃないかと。それから、授業中に子供さんが質問したら、授業妨害だというようなことを言う先生もいらっしやるというのを聞きました。いきなりプリントを配って、自習か試験をされたというようなことで、その先生は外に行ってタバコを吸っていたというのも聞きました。これはもう以前、御指摘して、ちょっと注意させていただきました。学校も学校長の責任でやってらっしゃるんでしょうけれども、そこら辺のこともきちっとフィードバックできるのかなということですね。あと、フリースクールについて、全く違う場所に行って、それでも出席扱いにさせていただいて、そしてちょっとお金は掛かるんですけども、パソコンの使用はできないとか、できませんとか、支援室の先生が常駐できないかという問題になると、かなり厳しい部分なのかなと思います。そこら辺を立て分けて、もうちょっと学校がそのようなことをひとまとめに、その対策というのはどのように、誰か責任を持ってらっしゃるのか。さっきおっしゃいましたけど、部活はこっちですからというだけで、そうじゃなくて、そこら辺をもうちょっと。さっきから少しかけはしサポーターが重なってやってらっしゃるとおっしゃるので、そこら辺を全体的に見て、難しいかもしれないですけども、そこらを整理していくことは、どのようにお考えでしょうか。分かりました。一つずつ行きましょう。まずは、親との、学校とのつながりということに御不満を持ってらっしゃる親御さんとの意見の交換というのは、どのようになっていますか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

どこからお答えしていいか分からないところがありますので、メモをしたところからお答えさせていただきますが、確かに委員の御指摘のように、授業中の教師の不手際であったりということは、私どもも把握しておりますので、そのときそのときで、学校に指導しております。決してないよというところで、校長が責任を持って指導させていただいております。それから、誰が責任を持ってこういう子供さんたちへの対応をやっているかということですが、これは学校の校長が、一人一人の子供さんについて責任を持って対応しております。そして、教育委員会のほうも、どういうふうにサポートできるか一緒に考えながら、例えば支援員を何名配置するとか、それからフリースクールの話がありましたが、支援センターへの行き帰りをどうするかとか、そういうところについては私どもも相談に乗りながらやっているところがございます。それから、保護者の方との個別の支援計画というのは、当然未就学から小学校・中学校まで、ずっと子供さんの成長を追いながら引き継いでいくという、個別の教育支援計画というのを作るようにしておりますので、その段階でまずは、きっかけは子供さんの成育歴からお聞きすることになりますので、当然その保護者の方にも御理解いただいて、作成には参加していただいて、共通認識の下に作らなければいけないと、私ども考えております。そこで、このことを言い出したのも、私どもが指導しだしたのも、まだ前の話ではございませんので、今からできるだけしっかりと個別の支援計画ができるように、学校には努力させていきたいと考えているところがございます。それから、フリースクールの話が出ました。確かに

本年になりまして、文部科学省のほうは、従来はフリースクールや支援センター等の施設で学習をした時間の単位も、学校で授業をしたのと同じような単位として認めましょうということでしたが、今年になりまして、フリースクールであるとか支援センター自体を学校に準じた施設に認めていこうじゃないかという見解を示しております。まだ、はっきりとした通知なり、方針は出ておりませんが、社会の流れとして大きな集団の中で学習する子供、それから少し小集団で学習したほうがいいというよりは、そういう集団での学習を望む子供さんもいらっしゃるようなので、いろいろな学びの環境をつくっていくというのは、今の社会の要請なのかなというふうなことで感じてはいるところでございます。ただこれは、まだはっきりと国の制度として定着をしておりませんので、私どもも見守ってまいりたいと考えております。

○委員長（池田綱雄君）

委員長を交替します。

○副委員長（有村隆志君）

委員長の職に就きます。

○委員（池田綱雄君）

一つお尋ねいたしますが、中学生になると、身長が急に伸びる子供がいますよね。1年に10cm以上伸びる子供もざらにいます。そういう子は背中に何か赤い筋が入って、体にそのような変調があるんですが、そういうときに、体の成長と精神的なアンバランスとか、そういうので障害が出るものなのでしょうか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

一般的に見ますと、例えば膝関節であるとか、腰関節であるとか、骨の成長と軟骨帯の発達が不一致で、障害を起こしてしまったりということは、よくスポーツ選手ではあることでございます。今のお話の、精神的な部分と自分の体の発達というのは、特にございます。小・中学生の第2次成長、例えば陰毛が生えてきたり、声変わりがしたり、保健体育の学習で学んではおりますけれども、自分の体にそういう変調がきたときに、果たして子供がそれを受け止めるかということ、なかなか受け止められない部分があるのは確かでございます。そういう意味では、非常に中学校になって背が伸びた子供さんが、猫背になってしまったり、人前に出られなくなったりという、まだ精神的に成長ができないということは十分考えられるものと思っております。

○委員（池田綱雄君）

私の知っている子に、いい子だったのに、身長がぐっと伸びた関係で、何か出るところにも出れなくなったとか、いろいろな障害があるものですから、そういうのが過去にもあったのかなというのを聴きしたところでした。

○学校教育課指導主事（益山孝一君）

補足をさせていただきます。今、質問のあったのは体の成長に伴ってというところだと思うんですが、発達に関しての補足をさせていただきますと、発達障害というのは生まれ持った脳機能障害と言われておりますので、成長したから発達障害が出てきたとかいうものではございません。例えば自閉症であったりとかLD・ADHDの方というのは、生まれ持ってそういう特性を持っている方です。それで、思春期によく見られるのが、そういう発達の苦手さを持っているお子さんが成長していくに当たって、だんだんと集団の中に溶け込めなくなったりとか、対人関係に苦手さが出てきたりとか、その中で二次的に精神的に負担が掛かって、「どうせ僕なんなんか、やったってできないんだ」とか、「僕なんか、ここにいたって何の役にも立たないんだ」とか、そういうところで二次的に障害が現れるのを二次障害とよく言うんですけど、そういうところもおっしゃっているのかなと思ひまして、補足をしたところでございます。

○副委員長（有村隆志君）

委員長を交代します。

○委員長（池田綱雄君）

委員長の職に就きます。ほかにありませんか。

○委員（平原志保君）

最後に、お願いも含めてなんですけれども、発達障害に限って言えば、新生児訪問を日本ではどこでもやっていますけれども、その地点で大体保健師の方は、グレーという欄があるらしくて、グレーのところにチェックされるそうなんです。そして、親御さんにはそこでは言えなかったりもしますけれども、つないでいくというふうに聞いています。それで、新生児訪問のときに、この子はちょっと怪しいなと思った後、そこから切れ目ない支援が受けられるような仕組みづくりが、やはり一番大事で、それが少しでもうまくいってれば、発達障害の場合は早期発見、早期治療、そして療育がとても大事になってきて、幼稚園・小学校に入る前までの教育がしっかりできていれば、そんなに悪化しなくても済む子どももたくさんいるんじゃないかと思えますし、現に私も子育てをしてきて、周りのお子さんでそういう方がいまして、早期発見、早期治療でやっていった方たちなんかは、結構うまくやっていっているんですね。それなので、本当に教育の大事さを感じているところです。これは、教育委員会だけに言っても無理な話なんですけど、その新生児訪問のときに発見してグレーゾーンが付きます。そして、そこから切れ目ない支援が受けられるようなことをやっていていただきたいんですが、ぜひ親御さんたちが「うちの子は怪しいな」となったときに、そこからどういうふうに相談していいのかわかるのか、どういった道があるのか、どういったサービスがこの霧島市で受けられるのかというものも一切分からなくて、乳飲み子を抱えながら皆さん電話しまくったり、周りに相談したりするわけですよ。何か、冊子やらマニュアル本やらでもいいんですけど、どんなところに相談をしていくか、どういうことが起こっていくのかというようなものが示されたものが欲しいとよく聞きますし、現に私も欲しいと思います。ほかの地域では作っていらっしゃる場所もあったりして、やはりそういうのがあれば参考になりますので、小学校、中学校まで含めた大きなものを、保健のほうと教育とくっつかなければやれないものなんですけれども、ぜひ作っていただきたいと要望しておきます。

○学校教育課指導主事（益山孝一君）

霧島市は、今委員がおっしゃったように、そういうのが大事だということで、私は前の職場が県のこども総合療育センターというところにおりました。ですので、霧島市の情報は非常に前からお聞きしていたわけなんですけど、霧島市は平成24年度から自立支援協議会の中の子供専門部会というところの中に、特別支援連携協議会が一元化して、年に6回情報共有の場を持っています。その子供専門部会が中心になって、霧島市の今おっしゃったような情報が入っているガイドブックというのを作っております。多分持っていらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、今年度分がちょっと遅れているという話は聞いております。長寿・障害福祉課が主管して作っているわけなんですけど、そこも私のほうで情報を収集して、後もってになりますけど、御提供させていただきます。それでよろしいでしょうか。

○委員（平原志保君）

誰でも手に取れるように、そしてネット社会なので、インターネットを開いたときに、ぱっとサービスが分かるような形で提供していただかないと、本当にそこに行き着くまでに1か月・2か月たってしまうので、ぜひその努力をお願いいたします。

○学校教育課指導主事（益山孝一君）

全くそのとおりでございます。子供専門部会で、ぜひ議題に上げて、そのように進めたいと思います。ありがとうございます。

○副委員長（有村隆志君）

体罰の件ですが、とにかく先生が子供より目線が高いというか、子供たちの前で子供を叱って、それがいじめになったという話がございますので、そこは絶対に止めていただきたい。だから、それはもう一回徹底して、子供の人権を守るという意味から止めていただきたい。それと、宿題をしてこなかったら、全校放送で「教室に来なさい」という放送をやっていらっしゃると思いますが、

これは止めてください。どうでしょうか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

今、体罰について御指摘がありました。委員のおっしゃるとおりでございます。体罰だけではなく、人権を無視した言動につきましては現に行わないように、私どもも学校の職員には厳しく指導しているところでございます。もう一つ、宿題の件がございましたが、確かに9月初めに、夏休みの宿題を持ってこれない、していないばかりに休みがちになっている子供が過去、おります。本市ではおりませんが、全国的に見ますと、これがきっかけになって不登校になったり、自殺になったりという子供もいらっしゃるというふう聞いております。夏休みから9月にかけて、私どもが学校に指導したのは、決してそういうことが起こらないように、出校日のときに「宿題ができておいたら見るよ」と、「いっしょにやろうね」というような声掛けを必ずしてください。それから、「9月になって提出してない子供に居残って宿題をしろ」とか、「それまでは部活動に行かせないぞ」と、そういう高圧的なことは決してしないでくださいと。子供さんはそれぞれに事情があったはずで、そういうことを必ず学校で配慮してくださいということを今やっているところでございます。

○委員（阿多己清君）

先ほども少し話をされましたけれども、個別の教育支援計画というのは、指導の徹底をしておりますよと、学校長のほうで作っているということで理解してよろしいですか。

○学校教育課指導主事（益山孝一君）

学校長、教頭含めて管理職研修会、並びに担当レベルの研修会でも、霧島市は100%対象の方には作るんですよということで、現に指導しております。ただ、現状としましては、数年前とすると大分上がってはきているんですが、やはり転入生の状況であったり、転出入の関係であったり、あと保護者との情報共有がなかなか難しい場合であったりというのもございまして、現段階では86%の作成が進んでいるという状況でございます。今年度も残りございますので、指導を続けて100%を目指していきたいと思っております。

○委員（阿多己清君）

了解いたしました。先般の語ろかいかいで、陵南中の保護者の方々だったんですけれども、この支援計画がないと、もう言い切られたものですから、86%を作っておれば、あと14%の方だったのかもしれないけれども、了解いたしました。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○教育部長（越口哲也君）

先ほどの部活動の参加率の件でございますけれども、中学校が運動部と文化部を含めて74.6%、中央高校のほうは80%ということでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時08分」

「再開 午前11時13分」

## △ 夏休みのプール開放について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、夏休みのプール開放について調査します。市内学校のプール開放の現在の状況と、子供の泳ぐ場の確保及び水泳技術向上のために、保護者からの解放要望がある中、その対応についてどのような意見を持っておられるのか、執行部に説明を求めます。

○教育部長（越口哲也君）

夏休みの学校のプール開放について、御説明いたします。夏休みの学校のプール開放につきましては、市内35小学校中、28校が開放を実施しており、7校が実施しておりません。実施していない主な理由と致しましては、「開放しなくてもよい」という保護者の意向や、保護者からの開放についての希望が少ないこと、「期間中の保護者による監視体制が不十分となり、児童の十分な安全確保ができないなど」の意見によるものです。夏休みの学校のプール開放につきましては、夏休み期間中に水泳が苦手な児童に対し水泳教室等を開催するなど、水泳技術の向上に努めているところでございます。また、夏休み前に自動体外式除細動器（AED）や心配蘇生法等の応急手当てに係る講習会に参加した保護者が監視員の中にいることを条件にするなどして監視体制を確保したり、熱中症防止のテントを設置したりして、プール開放中の児童の安全確保を行っております。プールを開放する期間や時間帯、監視体制の確保については、学校側が保護者と協議して実施しております。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（平原志保君）

開放していない7校はどこか、教えてください。

○保健体育課長補佐（落 盛久君）

開放していない7校でございますけれども、国分小、国分西小、国分南小、天降川小、横川小、富隈小、福山小です。

○委員（平原志保君）

このプール開放なんですけれども、やっているところとやっていないところとばらばらになるわけですが、教育委員会のほうからは統一的にやってくださいということとは言えないんでしょうか。

○保健体育課長補佐（落 盛久君）

プール開放は、夏休み期間中については監視の体制が整わなければ開放はできません。監視するのは、PTA主催で開放になりますので、先ほど部長答弁でありましたように、監視する際には子供の安全確保が第一でございます。その監視のときには、必ずPTAの保護者監視の中に、AEDの講習会を受けた、そういう条件が付きますので、必ずしもやれということは、学校のPTAの数とか監視体制にもいろいろ実態がございますので、一概にやれということとはできないと思います。

○委員（平原志保君）

プール開放をしている学校でも、親が必ずこのAED研修をした親の子でないとプールに入れないとか、そういうのが起こってしまして、結局開放しても、入れないお子さんも結構いらっしゃるんですよ。こういったのは、やはりPTAにお任せで、ちょっと不公平感を感じるんですけれども、その辺りはどうお考えですか。

○保健体育課長補佐（落 盛久君）

PTAの監視員のAED研修を受けられたお子さんだけということはないと思います。監視体制の中に、PTAのAEDの講習会を受けた人が一人いらっしゃるということが条件で、その方が監視でいられれば、子供たちは入れるはずですよ。

○委員（平原志保君）

現に、私の子供の学校は、そのお子様しか入れないというふうになっております。なので、母子家庭や父子家庭の家などは、実際時間的に監視員もやれませんが、AED講習も受けることがちょっと不可能だったりしますよね。あと、両親そろっていても、御病気で監視員はやれませんかという御家庭もあつたりするんですよ。そうすると、そのお子さんは今年も入れなかったという感じになってしまっているんですけれども。

○保健体育課長補佐（落 盛久君）

基本的には、先ほど答弁しましたように、AEDの講習会を受けた保護者の子供しか入れないということはありません。繰り返しの答弁になりますけれども、どなたも入ります。ただし、監視員には必ずそういう人が付く、若しくは付けない場合は、ほかの学校がやっていますように、そういう講習を受けた方、例えばほかの学校では赤十字ボランティアの方をPTA会費で雇ったりとかして、子供の安全確保に務めておりますので、そこはちょっと私どもは把握してないところでございますけれども、基本的にはどなたでも入ると。そして、監視員はそういう体制を取っているということで、教育委員会のほうも把握しておりますし、そのような指導をしているところでございます。

○教育部長（越口哲也君）

当然、プール開放は、安全第一ということでの体制をつくるのが一番大事かと思えます。そういう意味では、先ほど補佐が説明したような体制を取って万全を期しているわけなんですけど、ただ私どもも、例えば監視の輪番の中に入らない人の子供は入れさせないということが、実際にあるのか、ないのかということまでは把握を致しておりませんので、そこ辺りについては若干調査もさせていただきたいと思えます。そういうことは、いろいろ家庭の事情とかありますので、開放をする以上はあってはならないことだという認識を私どももしておりますけれども、PTAが実際にその体制を取って運営しておりますので、中にはそういう運営をしている可能性がゼロということではございませんので、そこだけはちょっと確認をさせていただきたいというふうに思えます。

○委員（平原志保君）

確認ですが、今、赤十字ボランティアをPTAが雇ってという話が出ましたが、これはもうPTA主体で、親たちが監視員に入らなくても、お金を出し合って監視員を入れるから、それでいいですねというのはいりませんか。

○保健体育課長補佐（落 盛久君）

頼まれた監視員だけということはないです。保護者の方も併せて、その監視員と含めてということにならないと、人数がまず足りません。御存じのように、プールは下のほうにもし沈んでいる子供がいた場合には、いち早く発見しなければなりませんので、常時立って最低三角の角から、子供たちの安全確保をしなければなりませんので、AED講習を受けた監視員だけではなくて、その方が講習を受けています。プラス保護者の方々に子供たちの安全を確保しているという形でございます。現状では、共働きの家庭がありますので、なかなかそのときに輪番で、今部長が答弁しましたようにAED講習を受けた方が来られないという場合等もありますので、そういうときは別途赤十字ボランティアの方などを雇っていただいて、そこに入って、保護者の負担も軽くしながら、子供の安全は守っているという体制を取っていると思えます。

○委員（平原志保君）

各学校の、特に国分地域のPTAさんたちが混乱しておりまして、学校のプールについての考え方がよく分からないというふうにおっしゃっていたんですね。なので、ぜひ指針というんですかね、こういう考え方でやってくださいというのを改めて、毎年こういうやり方でやっているというふうになっていますけれども、改めて今回、お金を出し合ってボランティアを入れて、プラスPTAでもいいですよとか、そういったことを示していただけると有り難いんですけども。山間部は、人数が少ない状態でやっていますので、先ほど話したように、独自のルール決めができてしまったりしていますけれども、そのおかげで入れない子供もちょっと増えてきてしまったりしていますので、いま一度ちょっとそこら辺をお願いしたいと思えます。

○教育部長（越口哲也君）

私どもも全体的な把握がちょっと不足した部分でもございます。もう一回、来年のプール開放の時期の前に、そこ辺りを整理しまして、学校側のほうにもこういう考え方でということと通知なりをして、一定の基準に合わせてお願いしたいというふうに思えます。

○委員（前川原正人君）

AEDの関係ですが、プール開放のときには、学校内にあるAEDを使うと。もしくは、その開放の時期に合わせて、AEDの機器を、実際、距離のあるところだと間に合わないことだって想定されるわけですけど、その辺の扱い方についてはどういう状況なのか、お示しいただけますか。

○保健体育課長補佐（落 盛久君）

プール開放が始まる前に、学校にあるAEDをプールの監視員に渡すようにして、いざ起きたときに対してすぐ対処できるように、学校のほうにも指導してございます。

○委員（前川原正人君）

もう一点ですが、先ほど未開放校が7校ということで、国分小、国分南小、国分西小、天降川小というのは、国分の市民プールを利用されていくであろうと。そして、横川小は、横川の総合運動公園の中のプール、富隈小はよく分かりませんが、福山小はすぐ隣に市民プールがありますので、そこは行政の責任で監視員がいて、一定期間、開放期間は対応をされていると思うんですけど、大体地域性がありますけど、どの辺を親が連れていったり、自転車で向かったりとかいうふうになるんですけど、その辺の数字で、まあ何人とかいうのは分からんでしょうけど、どういう傾向にあるのかですね。人数がというのは無理ですけど、どのような傾向なんでしょうか。

○教育部長（越口哲也君）

ちょっと分からない部分でございますが、先ほど申し上げた7校の中には、国分南小については26年度までは実施をしていたと。ただ、地下水のくみ上げ機械の故障により、27年度はやらなかったと。富隈小につきましても、PTAが主体となり26年度までは実施していますが、今年度は希望がなかったことから、PTA執行部と学校側が協議して実施しなかったという、そういう部分もございませぬ。福山小は、プール自体がございませぬ。市のプール施設がありますので。やはり、国分・横川の学校は近くにそういう施設があるということで、そちらの利用があるのではなかろうかというところでございませぬ。

○副委員長（有村隆志君）

一部の小学校の、いつまでしていたというのがありました。あと、国分小、国分西小、天降川小については、いつまで実施していたか分かりませぬか。あと不満の声が、学校なり教育委員会に来ていませぬか。

○保健体育課長補佐（落 盛久君）

不満の声は、現在のところ来ておりませぬ。残り3校がいつまで実施していたかは、把握しておりませぬ。

○委員（平原志保君）

福山は、市民プールを夏休みに利用されているということなんですけれども、こちらの利用は、やはりお金を払うんですか。[「はい」と言う声あり]ほか、保護者負担がひと夏200円から300円で今のところ済んでいるんですけれども、そこら辺の不満というのはないですか。

○保健体育課長補佐（落 盛久君）

そのところは聞いておりませぬ。プール開放に当たっては、PTAが監視する時間帯や曜日があります。期日もありますので、その利用に合わない、なかなか保護者が連れていったりすることもできなくなりますので、教育委員会のほうに現在、プール開放についての不満や苦情等は来ていないところでございませぬ。

○副委員長（有村隆志君）

国分小、国分西小、国分南小、天降川小などの下場の学校で、機械が壊れたのは仕方がないと思うんです。この国分小、国分西小、天降川小については、する・しないのアンケートを取ってやったのか。それとも、何もせずにしなかったのか。どっちですか。

○保健体育課長補佐（落 盛久君）

アンケートを取ったかについては、ちょっと把握していないところなんですけれども、名称は学校によって違うかもしれませんが、PTA総務部会とか理事会とか、そういうところでまず学校と代表



で話し合いをし、それを学級PTAに下して、その意見を吸い上げて毎年決めているという手順を踏んでいると思います。例えば、国分西小の場合も、平成27年度の場合は希望を取ったところ、希望者が少なかったということで、監視体制がうまくできないので、PTAのほうから今年は開放しないとしておりますので、通常アンケートを取る形は、ここは把握しておりませんが、手順的には総務部会、理事会、名称は違うかもしれませんが、そして次に各学級、そしてその意見を吸い上げてという形になりますので、保護者の意見が届かないということはないと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○教育部長（越口哲也君）

先ほどの特別支援教員についての調査のところ、陵南中の部活動への参加の率のことです。26年度が90.3%、27年度は現在82.3%という数字が出ているようです。

○委員長（池田綱雄君）

ほかに質疑、答弁はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時31分」

「再開 午前11時38分」

## △ 自由討議

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、自由討議に入ります。まず、特別支援教育の取組の調査について、意見があれば御発言ください。

○委員（前川原正人君）

質疑の中でも御紹介を申し上げました、その特別支援教育のですね、総合整備計画というのを、一つのこれはマニュアル的なものなんですけれども、基本方向だったり、重点政策であったり、その施策の内容、推進内容であったりというのを策定をして、一つの霧島市の発達支援教育のための計画というのを早急にといい、現実を見て、今後何が必要か、どこが足りないか、どういう方向でいくのかということの議論をしていかなければならないと思うんですが、なるべく早くこういう計画書の策定をお願いしたいということを述べておきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。夏休みのプール開放の調査について、意見があれば御発言ください。

○委員（前川原正人君）

先ほど議論の中で明らかになったんですが、国分南小と富隈小は、平成26年度まではやっていた。機械等の不備によるというのも一部あったみたいですが、する・しないは最終的にはPTAがその判断を、学校と協議をして決めるべき性格のものとは思いますが、ただし機械等の不備部分については万全の対策を取っていくべきというのが大前提であろうということで、その辺の対応策もですね、また来年、今年の夏は終わりましたが、対策・対応を求めていくべきだということ述べておきます。

○副委員長（有村隆志君）

今回、行わなかった国分小、国分西小、国分南小、天降川小、富隈小などは大規模校です。それ

で、地域的には近いので、PTAがということではなくて、やはり教育の一環として取り組んでいただいて、親の都合でできない部分もあると思いますので、何とか子供たちにプール開放ができるような施策を考えていただきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終わります。

#### △ 委員長報告について

○委員長（池田綱雄君）

予定していた調査を終了いたしました。次に本日の所管事務調査に係る委員長報告について協議します。本会議での広告が必要かどうかについて、御意見はありませんか。

○委員（松元 深君）

特別支援教育の取組、それから夏休みのプール開放について、真剣に調査・協議をしましたので、ぜひ委員長報告をお願いしたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

そのような方向でよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ただいま、本会議で報告するという事に決定しましたので、本日の所管事務調査に伴う委員長報告に当たり、付帯意見を取りまとめたと思います。何かありませんか。

〔「委員長一任」と言う声あり〕

それでは、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

#### △ その他

○委員長（池田綱雄君）

次に、委員会全般に係るその他として、委員の皆様何かございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で総務文教常任委員会を閉会します。

「閉 会 午前11時45分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 池 田 綱 雄